

公益財団法人長尾自然環境財団 寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第5条第3項の規定に基づき公益財団法人長尾自然環境財団（以下「この法人」という。）が受領する寄附金等に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この規程における寄附金等には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(受領基準)

第2条 この法人は個人又は団体より寄附金等を受領することができる。

2 前項の寄付金等は、寄附金等総額の50%以上を定款第4条の公益目的事業に使用する。

3 第1項の寄附金等について寄附者から資金使途及び寄附金等の管理運用方法について条件が付されているときは、その受領につき理事会の承認を求めなければならない。

4 寄附金等が次の各号に該当する場合若しくはそのおそれがある場合には、当該寄附金等を辞退しなければならない。

(1) 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体はその寄附により、特別の利益を受ける場合

(2) 寄附者とその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合

(3) 寄附金等の受け入れに起因して、この法人が著しく資金負担が生ずる場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、この法人の業務の遂行上支障があると認められるもの及びこの法人が受け入れるには社会通念上不適當と認められる場合

(受入手続き)

第3条 寄附金等をこの法人に寄附しようとする個人又は団体は、書面（電磁的方法によるものを含む。）にて寄附金等の申込を行う。

2 この法人は、前項により寄附金等の申込を受領したときは、前条第4項の基準に該当しないことを確認し、寄附金等の受入を行う。

3 寄附金等の受入が決定したときには、寄附者に対しその旨を通知するとともに、振込依頼書等寄附の受入に必要な書類を送付する。

(受領書等の送付)

第4条 寄附金等を受領したときは、遅滞なく礼状及び受領書を寄附者に送付するものと

する。

2 前項の受領書には、この法人の事業に関連する寄附金等である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(情報公開)

第5条 この法人が受領する寄附金等については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項に基づき、次の事項について、事務所への備え置き及び閲覧等の措置を講じなければならない。

- (1) 寄附者の、個人又は法人その他の団体の別
- (2) 当該財産を受け入れた日
- (3) 受け入れた財産額の合計値
- (4) 寄附者の定めた用途の内容
- (5) 受け入れた財産のうち金銭以外のものがある場合には、当該金銭以外の内容

(個人情報保護)

第6条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。